

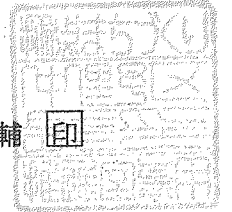
第4号様式（第4条関係）

18中抛抛第637号

平成18年12月18日

区政情報非公開決定通知書

中野区長 田中 大輔 印



平成18年12月4日に請求のありました区政情報の公開について、中野区区政情報の公開に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開することができない区政情報	2004年2月23日の区議会で、区長が開発者負担については財務省も「おむね承知」と答弁したが、その答弁の根拠となった資料。
公開することができない理由	文書等の区政資料としては存在しないため。
担当	拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野 中野駅北口周辺整備担当 電話番号：3389-1111 内線：5846 担当：佐藤

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、中野区長に異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません（訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。）。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内にこの処分に対する異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。